

ケース1 (一般相続)

「遺産分割協議書を作成せず、相続人全員の合意がある場合」にご用意いただく書類

番号	✓	ご準備いただく書類等	注意点	入手先
1	<input type="checkbox"/>	死亡届		当金庫所定用紙
2	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書		当金庫所定用紙
3	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(全部事項証明書) または法定相続情報一覧図(登記官証明文言付)	出生から死亡までの連続した謄本をご準備ください	市町村役場
4	<input type="checkbox"/>	相続人様全員の戸籍謄本(全部事項証明書)	亡くなられた方の戸籍謄本にて続柄や現在の姓が確認できる場合は不要です	市町村役場
5	<input type="checkbox"/>	相続人様全員の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内 [相続手続依頼書]に実印を押印してください	市町村役場
6	<input type="checkbox"/>	相続人代表者様の本人確認書類	免許書、個人番号カード等の顔写真付きの公的証明書(写真付きの証明書がない場合はご相談ください)	
7	<input type="checkbox"/>	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は「相続手続依頼書」の喪失欄に✓を入れてください	
8	<input type="checkbox"/>	相続放棄申述受理証明書	相続を放棄された相続人様がいる場合	市町村役場
9	<input type="checkbox"/>	非課税(特別)貯蓄者死亡届出書	マル優(マル得)のご利用のある方	当金庫所定用紙
10	<input type="checkbox"/>	貸金庫鍵・カード	貸金庫契約がある方(開閉には相続人様全員の立会いが必要です)	
11	<input type="checkbox"/>	未使用小切手・手形用紙	当座預金契約がある方	
12	<input type="checkbox"/>	共通印鑑届	名義変更される方	当金庫所定用紙
13	<input type="checkbox"/>	代襲相続人の方がわかる戸籍謄本	相続人が亡くなっている場合、亡くなった相続人の出生から死亡までの連続した謄本をご準備ください	市町村役場
14	<input type="checkbox"/>	相続預金等元金受取書	現金で受け取る場合(原則は振込での受取とさせていただきます)	当金庫所定用紙
15	<input type="checkbox"/>	その他当金庫所定の用紙	口座振替契約・投資信託・保険契約等がある場合 生前振出の手形・小切手の支払い呈示がある場合 等	当金庫所定用紙
16	<input type="checkbox"/>			

- 窓口に来店または郵送時、書類関係は原本をご持参またはご郵送ください。郵送の場合のみ、本人確認書類のみ写しを送付ください。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

特記事項

- 相続手続依頼書へは、法定相続人様全員が署名、捺印ください。